第23回新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」 本部長指示

10月12日以降、青森県内において飲食店を起点としたクラスターや介護施設でのクラスターが発生したものの、本市においてはこれらに関連する感染症患者は散発的、断続的なものにとどまっており、現時点では本市においてクラスターの発生には至っていないところです。これは市保健部職員を中心とした積極的疫学調査などの徹底に加え、何より市民の皆さまの手洗い、うがいやマスクの着用など基本的な感染予防対策の御協力によるものであり、心から感謝申し上げます。

しかしながら、本格的な冬の到来を前に、第3波とも呼ばれる感染拡大の防止及び社会経済活動との両立のさらなる支援を図るため、以下の対策について各部局が連携し、速やかに実行することを指示します。

- ○かかりつけ医等の身近な医療機関がインフルエンザと新型コロナウイルスの両方の医療・検査を行う「診療・検査医療機関(37医療機関)」体制を12月1日(火)を目途に整備し、検査能力を一日40件から一日280件に拡大すること。
- ○国(福祉施設等)、県(宿泊業等)の助成対象とならない小売業・飲食業等全19業種に対し、衛生環境の整備・換気向上・密集接触の回避に要する経費を支援し、店舗・事業所における感染防止対策を強化すること。
- ○新型コロナウイルス感染症対策として行った修学旅行の延期や旅行先の変更、旅行の取消しの際に発生したキャンセル料等について助成し、保護者の皆さまの負担軽減を図ること。

市民の皆さまにおかれましては、12月1日(火)以降、発熱や咳、倦怠感等の症状が生じた場合には、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関へ電話で相談願います。

(相談した医療機関が診療・検査可能であれば受診頂き、そうでない場合は受診可能な 医療機関を御紹介します。) かかりつけ医がいないなど、相談に迷う場合は「地域外来」 (急病センター) への受診又は「受診・相談センター」(市保健所:017-765-5280) への 連絡をお願いいたします。